

博士論文（要約）

論文題目 成年後見の社会化に関する
社会学的研究

氏名 税所 真也

■目次

序章

第1章 成年後見制度とは

- 1.1 成年後見制度の概要
- 1.2 成年後見の登場の背景
- 1.3 スローガンとしての「成年後見の社会化」

第2章 成年後見の社会化とは

- 2.1 法学者による社会化論
- 2.2 介護の社会化論
- 2.3 「成年後見の社会化」による「介護の社会化」の補完
- 2.4 本論文の構成

第3章 社会変動のなかの成年後見制度

- 3.1 親族後見人から第三者後見人へ——家族の変化
- 3.2 市町村長申立制度の運用にみる社会化——中間集団の役割
小括 成年後見制度の普及と後見費用の社会化

第4章 成年後見制度による財産管理の社会化

- 4.1 金融機関の預貯金払戻請求における成年後見制度の扱い
- 4.2 生命保険の支払請求における成年後見制度の扱い
- 4.3 家計の個計化と家計管理の社会化——新家事労働と新家計支出
- 4.4 家庭裁判所による後見人の選任基準の変化——士業専門職化の進展
小括 被後見人の市場への包摂とその影響

第5章 成年後見制度による身上監護の社会化

- 5.1 身上監護の社会化と自己決定——専門職間の葛藤と連携
- 5.2 生活協同組合による成年後見——「身上監護」から全人的関係へ
小括 「身上監護」の社会化とその限界

結論——成年後見制度からみた個人・家族・市場・国家の関係

あとがき・謝辞

初出一覧

文献目録

■本文

「本文」については、「博士論文の全文を公表できない場合のガイドライン」にもとづき、(1) 5年以内に出版予定であること、および、(2) 個人情報保護の観点からインターネット公表に不適切な箇所があることから、博士論文の内容から一部除外したものの公表とする。とくに本論文の第4章、第5章については、全国的に希少な成年後見制度の運用／利用／実践事例を分析対象として取り上げていることから、インターネット上での公表を控える。

■参考文献一覧

- Abery, H.B. and Stancliffe, R., 2003, "A Tripartite-Ecological Theory of Self-Determination",
Wehmeyer, M. L., Abery, H. B., Mithaug, D. E. and Stancliffe, R. J. eds., *Theory in Self-Determination: Foundations for Educational Practice*, Charles C Thomas Publisher Ltd, 43-78.
- 赤沼康弘, [2006] 2014, 「法定後見制度」新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見制度——法の理論と実務〔第2版〕』有斐閣, 21-51.
- 赤沼康弘, 2011, 「法定後見制度の改善・改正の展望」新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見法制の展望』日本評論社, 494-508.
- 秋元美世, 2004, 「権利擁護における支援と自立」『社会政策研究』4: 26-50.
- 秋元美世, 2010, 『社会福祉の利用者と人権——利用関係の多様化と権利保障』有斐閣.
- 秋元美世・平田厚, 2015, 『社会福祉と権利擁護——人権のための理論と実践』有斐閣.
- 新井誠, [1994] 1999, 『高齢社会の成年後見法〔改訂版〕』有斐閣.
- 新井誠, [2006] 2014, 「成年後見制度の現状と課題——成年後見の社会化に向けて」新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見制度——法の理論と実務〔第2版〕』有斐閣, 1-19.
- 新井誠, 2006, 「第三者後見人養成の意義」『実践成年後見』18: 4-7.
- 新井誠編, 2012, 「特集 障害者権利条約と成年後見」『実践成年後見』41: 4-83.
- 新井誠, 2016, 「成年後見制度のこれまでとこれから——成年後見制度利用促進法と円滑化法の制定（特集 成年後見制度の活用をめざして）」独立行政法人 国民生活センター『国民生活』51（独立行政法人 国民生活センターホームページ, 2017.2.15 閲覧, http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201610_01.pdf）.
- 新井誠・池田恵利子・金川洋編, 2009, 『権利擁護と成年後見〔MINERVA 社会福祉士養成テキストブック 17〕』ミネルヴァ書房.
- 朝倉美江, 2002, 『生活福祉と生活協同組合福祉——福祉 NPO の可能性』同時代社.
- 馬場雅貴, 2009, 「成年後見制度の概要——成年後見の実際の流れ」新井誠・池田恵利子・金川洋編『権利擁護と成年後見〔MINERVA 社会福祉士養成テキストブック 17〕』ミネルヴァ書房, 71-91.
- 馬場由香里, 2006, 「成年後見制度における第三者後見人の支援——ソーシャルワークの視点から」『九州社会福祉研究』31: 67-76.
- 千葉伸彦, 2003, 「障害のある人の自己決定——重度知的障害者支援に関する一考察」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』1: 62-7.
- 千野慎一郎, 2015, 「南アルプス市における地域包括ケアシステム構築への取組み」『実践成年後見』59: 38-43.

- Duvdenary, I., Ben-Zur, H. and Amber, A., 2002, "Self-determination and mental retardation: Is there an association with living arrangement and lifestyle satisfaction?" *Mental Retardation*, 40(50): 379-89.
- 江原由美子, 2002, 『自己決定権とジェンダー』岩波書店.
- 遠藤一治, 1998, 「損害保険取引と成年後見制度」『旬刊金融法務事情』46(20): 63-6.
- 藤村正之, 2013, 「自己決定とパターナリズム」福祉社会学会編『福祉社会学ハンドブック——現代を読み解く 98 の論点』中央法規出版, 30-3.
- 藤崎宏子, 1998, 『高齢者・家族・社会的ネットワーク』培風館.
- 藤崎宏子, 2000, 「現代家族と『家族支援』の論理」『ソーシャルワーク研究』26(3): 180-6.
- 藤崎宏子, 2006, 「介護の社会化——その問題構成」『法律時報』78(11): 37-43.
- 藤崎宏子, 2009, 「介護保険制度と介護の『社会化』『再家族化』」『福祉社会学研究』6: 41-57.
- 藤崎宏子, 2013, 「ケア政策が前提とする家族モデル——1970年代以降の子育て・高齢者介護」『社会学評論』64(4): 604-24.
- 福島喜代子, 1999, 「成年後見制度におけるソーシャルワーカーの役割」『社会福祉学』39(2): 118-33.
- 福祉クラブ生活協同組合編, 2005, 『ワーカーズコレクティブ——地域に広がる福祉クラブのたすけあい』中央法規出版.
- Freidson, E., 1970, *Professional Dominance: The Social Structure of Medical Care*. (= [1992] 2005, 進藤雄三・宝月誠訳『医療と専門家支配』恒星社厚生閣.)
- 古川孝順, 1998, 『社会福祉基礎構造改革——その課題と展望』誠信書房.
- 古川孝順, 2007, 「社会福祉の社会的機能」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修, 岡本民夫・田端光美・濱野一郎・古川孝順・宮田和明編『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版, 448-51.
- 濱嶋朗・竹内郁郎・石川晃弘編, 2005, 「社会化」『社会学小辞典〔新版増補版〕』有斐閣.
- 林秀雄, 2013, 「台湾の成年後見制度における社会福祉主管機関の役割」法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法政大学出版局, 325-37.
- 平澤宗夫, 2000, 「新成年後見制度と生命保険取引 (特集 実務からみた新成年後見制度)」『旬刊金融法務事情』48(4): 16-22.
- 平田厚, 2012, 『権利擁護と福祉実践活動——概念と制度を捉え直す』明石書店.
- 広井良典, 2000, 『ケア学——越境するケアへ』医学書院.
- 細川瑞子, 2007, 『知的障害者の原理——「自己決定と保護」から新たな関係の構築へ』信山社.
- Hughes, E. C., 1958, *Men and their work*, New York: The Free Press.
- 市野川容孝, 2000, 「ケアの社会化をめぐる (特集 介護——福祉国家のゆくえ)」『現

- 代思想』28(4): 114-25.
- 市野川容孝, 2006, 『思考のフロンティア 社会』岩波書店.
- 市野川容孝, 2012, 『ヒューマニティーズ 社会学』岩波書店.
- 市野川容孝, 2013, 「ネオリベラリズムと社会的な国家」『社会的なもののために』ナカニシヤ出版, 3-60.
- 市野川容孝・杉田俊介・堀田義太郎, 2009, 『『ケアの社会化』の此/彼岸——障害者と介助者の敵対的自立へ向けて (特集 ケアの未来——介護・労働・市場)』『現代思想』37(2): 119-53.
- 井口高志, 2010, 「支援・ケアの社会学と家族研究——ケアの「社会化」をめぐる研究を中心に」『家族社会学研究』22(2): 165-76.
- 飯村史恵, 1999, 「成年後見制度と権利擁護システム」『地域福祉研究』27: 43-50.
- 飯村史恵, 2015, 「ソーシャルワークの観点からみる成年後見制度の展望——障害者権利条約第12条で問われているもの」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3: 79-97.
- 飯村史恵, 2016, 「当事者の視点から考える成年後見制度」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』4: 149-69.
- 池田恵利子, 2007, 「高齢者の自立支援としての後見実践」『老年精神医学雑誌』18: 398-9.
- 池田恵利子, 2009, 「社会福祉士と権利擁護」新井誠・池田恵利子・金川洋『権利擁護と成年後見 [MINERVA 社会福祉士養成テキストブック 17]』ミネルヴァ書房, 2-11.
- 池原毅和, 2010, 「法的能力」松井亮輔・川島聡編『概説 障害者権利条約』法律文化社, 183-99.
- 稲見直子, 2009, 「高齢者によるコレクティブハウジングの可能性——ひょうご復興コレクティブハウジングの事例から」『ソシオロジ』164: 21-37.
- 稲岡秀之, 2015, 「移行型任意後見契約」『実践成年後見』58: 32-40.
- 井上計雄, 2014, 「身上監護における義務と責任——成年後見人等の義務と責任の具体的検討」『実践成年後見』51: 23-30.
- 井上雅雄, 2011, 「専門職ネットワーク型法人後見と市民後見人養成支援」『臨床法務研究』岡山大学大学院法務研究科, 11: 43-7.
- 伊藤玄一郎, 2000, 「申立てから後見人に就任, そして今——現在進行中」『実践成年後見』1: 200-10.
- 伊藤純, 2004, 「高齢者ソーシャル・サービスと新家事労働 その1」『昭和女子大学學苑・人間社会学部紀要』761: 48-57.
- 伊藤純, 2005, 「高齢者ソーシャル・サービスと新家事労働 その2」『昭和女子大学學苑・人間社会学部紀要』772: 132-41.
- 伊藤純, 2007a, 「介護保険制度の実施・利用に伴う介護の社会化の進展と『新家計支出』」『昭和女子大学學苑・人間社会学部紀要』796: 32-43.
- 伊藤純, 2007b, 『高齢者ソーシャル・サービスと「新家事労働」・「新家計支出」に関する

- 研究 博士学位論文審査報告 (平成 17 年度)』昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要 16(2): 165-8.
- 伊藤純, 2010, 「生活の社会化と家計——新しい家事労働と家計支出の発生」伊藤セツ, 伊藤純編著『ジェンダーで学ぶ生活経済論』ミネルヴァ書房, 121-36.
- 伊藤純, 2011, 「高齢者世帯の家計収支構造と生活の社会化に伴う『新家計支出』の発生状況」『昭和女子大学學苑・人間社会学部紀要』844: 60-74.
- 伊藤純・伊藤セツ, 2005, 「介護保険制度下における『介護家事労働』の社会化と生活福祉経営」『日本家政学会誌』52(11): 1061-8.
- 岩間伸之, 2007, 「高齢者の尊厳と権利擁護——『積極的権利擁護』の推進に向けて」『実践成年後見』20: 4-11.
- 岩間伸之, 2011, 「成年後見制度と社会福祉——その接点から新たな可能性を探る」『大原社会問題研究所雑誌』627: 19-29.
- 岩間伸之, 2012, 「『市民後見人』とは何か——権利擁護と地域福祉の新たな担い手」『社会福祉研究』113: 9-16.
- 岩間伸之, 2012, 「市民後見人の位置づけと活動特性」『実践成年後見』42: 4-11.
- 岩間伸之・井上計雄・梶田美穂・田村満子, 2012, 『成年後見人の理念と実際——市民と専門職と行政のコラボレーション』中央法規出版.
- 岩崎香, 2006, 「成年後見制度とソーシャルワークにおける権利擁護 (アドボカシー)」『JJPSW』37(4): 374-8.
- 岩志和一郎, 2005, 「成年後見の社会化の意義」『成年後見法研究』2: 27-35.
- 岩志和一郎, 2006, 「『趣旨説明』成年後見の社会化 (2) ——地域のネットワークづくり」『成年後見法研究』3: 26-8.
- 岩田香織, 2003, 「成年後見制度とソーシャルワークの関連について」『静岡県立大学短期大学部 研究紀要』17: 1-12.
- 岩田香織, 2005, 「成年後見制度における支援内容の検討——知的障害者支援に基づく一考察」『東海大学健康科学部紀要』11: 11-20.
- 家計経済研究所編, 2002, 『介護保険導入後の介護費用と家計』財務省印刷局.
- 上山泰, 2000, 『成年後見と身上配慮 [日本社会福祉士会成年後見シリーズ 3]』筒井書房.
- 上山泰, 2003, 「『成年後見の社会化』について」『みんけん (民事研修)』552: 3-10.
- 上山泰, 2008, 『専門職後見人と身上監護』民事法研究会.
- 上山泰, 2009, 「成年後見制度の最近の傾向」新井誠・池田恵利子・金川洋『権利擁護と成年後見 [MINERVA 社会福祉士養成テキストブック 17]』ミネルヴァ書房, 101-10.
- 上山泰, 2010, 「市民後見システムの理念型——市民後見人の養成・支援・監督体制を求めて」『実践成年後見』32: 18-31.
- 上山泰, 2014, 「成年後見制度の転用問題 (2)」『月報司法書士』511: 46-55.
- 上山泰・菅富美枝, 2013, 「成年後見制度の理念的再検討——イギリス・ドイツとの比較を

- 踏まえて」菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法政大学大原社会問題研究所, 3-38.
- 金川洋, 2003, 「宗教法人がシスターの成年後見人となった事例」『実践成年後見』7: 101-5.
- 笠原千絵, 2006, 「他の人ではなく自分で決める——当事者主体の自己決定支援モデル開発に向けたグループホームで暮らす知的障害のある人の参加型調査の分析」『ソーシャルワーク研究』31(4): 295-302.
- 柏浩文, 2010, 「成年後見制度のあり方を考えさせられた一事例」『実践成年後見』33: 149-54.
- 柏木一恵, 2006, 「認知症高齢者や長期入院者にかかわる病院 PSW の視点から成年後見制度を考える」『精神保健福祉』37(4): 379-81.
- 春日キスヨ・田中雅子・市野川容孝, 2002, 「鼎談 介護の社会化は進んだか（特集 介護保険 3年目の再点検）」『総合ケア』12(4): 6-21.
- 加藤雅信, 2012, 「成年後見制度の充実と、不祥事防止」現代民事判例研究会編『民事判例 V 2012 年前期』日本評論社, 100-11.
- 河端啓吾, 2011, 「社会福祉士が担う成年後見の現状と特性〔研究ノート〕」『関西福祉科学大学紀要』15: 123-33.
- 川島聡, 2014, 「障害者権利条約 12 条の解釈に関する一考察」『実践成年後見』51: 71-7.
- 木口恵美子, 2012, 「知的障害者の自己決定支援」『東洋大学社会福祉研究』5: 59-63.
- 小林昭彦・原司, 2002, 『平成 11 年民法一部改正法等の解説』法曹会.
- 小池信行, 2014, 「『地域後見』への途——我が国の成年後見制度の歩み」森山彰・小池信行編『地域後見の実現』日本加除出版, 13-44.
- 小林雅史, 2011, 「ジェロントロジージャーナル 高齢者向け銀行実務について——成年後見制度への対応を中心に」『インシュアランス 生保版』4448: 4-7.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2009, 「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」, 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ, (2015.9.18 取得, <http://www.ipss.go.jp/pp-pjsetai/j/hpjp2009/yoshi/yoshi.html>).
- 香月裕爾, 2012, 「成年後見等の開始に関する免責約款の効力（特集 成年後見制度と金融実務 東京高裁平成 22.12.8 判決をめぐって）」『銀行法務 21』56(2): 4-7.
- 厚生労働省, 1998, 「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）——報道発表資料」, 厚生労働省ホームページ, (2015.9.18 取得, <http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1006/h0617-1.html>).
- 久保桂子・臼井和恵, 2012, 「公開シンポジウム 生活単位の個人化の進行とこれからの家族——孤立した人びとの新しい絆の模索」『家族関係学』(31): 1-3.
- 熊田均, 2010, 「成年後見制度における市区町村長申立ての現状と課題——実務の経験を通して」『実践成年後見』35: 14-23.
- 京極高宣, 2002, 『生協福祉の挑戦』コープ出版.
- 牧里毎治, 2011, 「研究の課題と展望——地域福祉研究を中心に」野口定久・平野隆之編『リ

- ーディングス 日本の社会福祉 第6巻 地域福祉』日本図書センター, 27-39.
- Merton, R. K., [1940] 1957, *Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research*, U.S.A: The Free Press. (= [1961] 1981, 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- 見田宗介, 1979, 『現代社会の価値意識』弘文堂.
- 三井さよ, 2013, 「生活の場での協働/専門職性 (シンポジウム「チーム医療教育をどうするか? — チーム医療の時代の従事者の教育」) 『保健医療社会学論集』23(2): 32-8.
- 宮内康二・小池信行・大島康生・大谷内眞吾・高橋文雄, 2011a, 「座談会 成年後見制度と地域金融機関のあり方 (1)」『銀行法務 21』55(10): 24-35.
- 宮内康二・小池信行・大島康生・大谷内眞吾・高橋文雄, 2011b, 「座談会 成年後見制度と地域金融機関のあり方 (2)」『銀行法務 21』55(12): 32-36.
- 宮内康二・小池信行・大島康生・大谷内眞吾・高橋文雄, 2011c, 「座談会 成年後見制度と地域金融機関のあり方 (3)」『銀行法務 21』55(13): 28-35.
- 森川美絵, 2015, 『介護はいかにして「労働」となったのか』ミネルヴァ書房.
- 森岡清美・望月嵩, [1983] 2006, 『新しい家族社会学』培風館.
- 森山彰・小池信行編, 2014, 『地域後見の実現』日本加除出版株式会社.
- 内閣府共生社会政策統括官, 2013, 「高齢社会白書」, 内閣府ホームページ, (2013.6.17, http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/zenbun/pdf/1s1s_2.pdf).
- 中村久子, 2015, 「生きにくさを抱える若者たちと共に働く・暮らす——ワーカーズ・コレクティブによるコミュニティワークの実践」『協同組合研究』34(2): 31-8.
- 中西正司・上野千鶴子, [2003] 2004, 『当事者主権』岩波書店.
- 日本弁護士連合会・日本社会福祉士会, 2009, 「高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会報告書」(2015.9.18 取得, https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/gyakutai_keikenkouryu_houkoku.pdf).
- 日本生活協同組合連合会地域福祉研究会, 2010, 『地域福祉研究会「報告書」——誰もが安心して暮らせる地域づくり』日本生活協同組合連合会.
- 日本成年後見法学会, 「一般社団法人 日本成年後見法学会 (JAGA) 概要」, 日本成年後見法学会ホームページ, (2015.9.18 取得, <http://jaga.gr.jp/katudou/>).
- 日本成年後見法学会, 2005a, 『市町村における権利擁護のあり方に関する研究会——平成16年度報告書』(2015.9.18 取得, shimanecsw.sakura.ne.jp/downloads/20060331koukenreport.doc).
- 日本成年後見法学会, 2005b, 「統一テーマ——成年後見の社会化」『成年後見法研究』2: 27-92.
- 日本成年後見法学会, 2006a, 「統一テーマ——成年後見の社会化 (2) 地域のネットワークづくり」『成年後見法研究』3: 40-73.
- 日本成年後見法学会, 2006b, 「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会 平

- 成 17 年度報告書概要」(2015.9.18 取得,
shimanecsw.sakura.ne.jp/downloads/20060331koukenreport.doc).
- 日本生活協同組合連合会地域福祉研究会, 2010, 『地域福祉研究会「報告書」——誰もが安心して暮らせる地域づくり』日本生活協同組合連合会.
- 二宮厚美, 2010, 『『新しい公共』と自治体のローカル・ガバナンス化』『議会と自治体』149: 41-8.
- 西定春, 2012, 「成年後見人は必要か——本人意思を無視しうる現行成年後見制度の抜本的見直しを(特集 障害者虐待防止法と権利擁護)」『福祉労働』現代書館, 136 号, 78-85.
- 小田正二, 2010, 「成年後見関係事件の概況と家裁における運用の実情」『法律のひろば』63(8): 18-26.
- 小賀野晶一, 2000, 『成年身上監護制度論——日本法制における権利保障と成年後見法の展望』信山社出版.
- 小賀野昌一, 2012, 『民法と成年後見法——人間の尊厳を求めて』成文堂.
- 岡村重夫, [1974] 2009, 『地域福祉論 新装版』光生館.
- 沖倉智美, 2000, 「知的障害をもつ本人の自己決定への関わり——本人活動支援の実践的考察」『社会福祉士』7: 182-9.
- 沖倉智美, 2013, 「知的障害当事者への意思決定支援をめぐるソーシャルワーカーの専門性——春季大会シンポジウム 当事者と向き合う専門性とは何か」『社会福祉学』54(3): 87-90.
- 奥山恭子, 1998, 「少子高齢社会における扶養と相続」奥山恭子ほか編『扶養と相続シリーズ比較家族 第2期1』早稲田大学出版部, 263-78.
- 尾曲美香, 2015, 「共働き夫婦における新家事労働——保育所入所手続きを事例として」『人間文化創成科学論叢』17: 247-55.
- 尾曲美香, 2017, 「育児・介護の社会化と家庭管理(小特集 家計経済研究所の家族・家計研究)」『季刊 家計経済研究』114: 82-9.
- 大木光子・横田京, 2006, 「実母の介護をめぐる子らの間に紛争のあるケース——法人後見で解決に向かう」『実践成年後見』16: 108-13.
- 大村敦志, 2001, 『民法総論 [岩波テキストボックス]』岩波書店.
- 大村敦志, 2009, 『学術としての民法 I ——新しい日本の民法学へ』東京大学出版会.
- 大貫正男, 2010, 「市民参加の成年後見制度——市民後見人の現状と課題」『実践成年後見』32: 4-17.
- 大浦明美, 2013, 「成年後見における自己決定と本人保護に関する思考」米村千代編『境界と差異の社会学(千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書)』260: 45-56.
- 大山博, 2000, 「保健・医療・福祉の総合化について」『保健医療社会学論集』11: 2-8.
- 朴姫淑, 2010, 「生協と福祉に対する研究成果と課題」『生活協同組合研究』411: 51-66.
- 最高裁判所事務総局家庭局, 2011, 「成年後見関係事件の概況(2010 年中分)」, 最高裁判

所ホームページ, (2017.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).

最高裁判所事務総局家庭局, 2012, 「成年後見関係事件の概況 (2011 年中分)」, 最高裁判所ホームページ, (2017.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).

最高裁判所事務総局家庭局, 2013, 「成年後見関係事件の概況 (2012 年中分)」, 最高裁判所ホームページ, (2017.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).

最高裁判所事務総局家庭局, 2014, 「成年後見関係事件の概況 (2013 年中分)」, 最高裁判所ホームページ, (2017.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).

最高裁判所事務総局家庭局, 2015, 「成年後見関係事件の概況 (2014 年中分)」, 最高裁判所ホームページ, (2017.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).

最高裁判所事務総局家庭局, 2016, 「成年後見関係事件の概況 (2015 年中分)」, 最高裁判所ホームページ, (2017.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).

最高裁判所事務総局家庭局, 2017, 「成年後見関係事件の概況 (2016 年中分)」, 最高裁判所ホームページ, (2017.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).

税所真也, 2013a, 「専門職後見人による支援の社会的機能——社会福祉専門職による支援事例の分析」『地域福祉研究』41: 101-12.

税所真也, 2013b, 「成年後見制度に対する意見を規定する個人的属性の研究——身上監護と財産管理の観点から」『2012 年度参加者公募型 二次分析研究会成果報告書』東京大学社会科学研究所, 34-50.

税所真也, 2014, 「親族後見人から第三者後見人へ——高齢者ケアにおける『管理・調整』主体の変化」『家族関係学』33: 41-55.

税所真也, 2015a, 「金融機関における成年後見制度の必要性——地域金融機関による認識と見解の分析を通して」『ゆうちょ資産研究 研究助成論文集』ゆうちょ財団, 22 巻, 121-40.

税所真也, 2015b, 「成年後見人による生活上の意思決定への関与のあり方について——知的障がい者の生活の場をめぐるトラブルの事例から」『ソシオロゴス』東京大学社会学研究室ソシオロゴス編集委員会, 39: 61-78.

税所真也, 2015c, 「単身認知症高齢者の地域生活において成年後見制度の利用が果たす機能」『研究助成論文集』公益財団法人・明治安田こころの健康財団, 50 号, 159-67.

税所真也, 2016a, 「生命保険の支払請求において成年後見制度の利用が果たす機能——『成年後見の社会化』と『本人の権利擁護』の視点から」『生命保険論集』194: 171-207.

税所真也, 2016b, 「福祉クラブ生協による成年後見支援」『生協総研賞・第 12 回助成事業研究論文集』生協総合研究所, 1-14.

税所真也, 2016c, 「『成年後見の社会化』からみるケアの社会化——士業専門職化がおよぼす家族への影響」『家族社会学研究』28(2): 148-60.

税所真也, 2016d, 「成年後見制度の利用が本人の消費行動と家計に及ぼす影響と変化——第三者の成年後見人による支援事例の分析を通して」『季刊 家計経済研究』112: 68-79.

税所真也, 2016e, 「成年後見制度を必要とする社会——民間企業と家族の視点からみた『成

- 年後見の社会化』『福祉労働』現代書館, 152号, 58-68.
- 税所真也, 2016f, 「成年後見制度の市町村長申立てにおいて中間集団が果たす機能」『社会福祉学評論』16: 1-14.
- 税所真也, 2017, 「生活協同組合による成年後見事業の可能性——『身上監護』と『生活支援』の連携」『まちと暮らし研究』地域生活研究所, 25号, 62-74.
- 齋藤純一, 2000, 『公共性』岩波書店.
- 坂本忠次, 2003, 「戦前・戦後の社会保障・社会福祉財政の展開——介護保険制度導入の前提」坂本忠次編『現代社会福祉の諸問題——介護保険の現状と財政を中心に』晃洋書房, 8-33.
- 坂田周一, 2014, 『社会福祉政策——現代社会と福祉〔第3版〕』有斐閣.
- 澤山弘, 2006, 「認知症高齢者等の預金トラブル防止に役立つ成年後見制度——金融機関に期待される利用促進支援」『信用金庫』60(6): 40-5.
- 千田明美, 2002, 『ほほえみに支えられて——コープこうべくらしの助け合い活動 19年間の歩み』コープ出版.
- 柴田洋弥, 2012, 「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』34(3): 261-72.
- 下山昭夫, 2001, 『介護の社会化と福祉・介護のマンパワー』学文社.
- 志村武, 2014, 「成年後見人の権利義務と民事責任——成年後見人による横領の事例を中心として」田山輝明編『成年後見 現状の課題と展望』日本加除出版, 189-238.
- 下夷美幸, 1998, 「家族福祉政策研究の展開と現代的課題」『家族社会学研究』(10): 85-110.
- 下夷美幸, 2001, 「家族政策研究の現状と課題」『社会政策研究』2: 8-27.
- 袖井孝子, 2008, 「家族介護は軽減されたか」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編『ケアその思想と実践4——家族のケア 家族へのケア』岩波書店, 135-53.
- 菅富美枝, 2010, 『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理——ベスト・インタレストを追求する社会へ』ミネルヴァ書房.
- 菅富美枝, 2012, 「障害（者）法学の観点からみた成年後見制度——公的サービスとしての『意思決定支援』」『大原社会問題研究所雑誌』641: 59-77.
- 菅富美枝, 2013, 「『意思決定支援』の観点からみた成年後見制度の再考」菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法政大学大原社会問題研究所, 217-61.
- 杉井潤子, 2012, 「脱家族化, そして新たなる家族的関係の構築」『家族関係学』31: 25-35.
- 杉本真奈美, 2010, 「市民後見人養成研修の修了者を活かした法人後見への取り組み」『実践成年後見』32: 71-2.
- 杉本貴志, 2014, 「生活協同組合研究」堀越芳昭・JC 総研編『協同組合研究の成果と課題 1980-2012』家の光協会, 207-35.
- 炭谷茂, 2000, 「社会保障と人権——社会福祉基礎構造改革の目指す理念」大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編『福祉国家への視座——揺らぎから再構築へ』ミネルヴァ書房, 150-69.

- 鈴木良, 2005, 「知的障害者入所施設 B の地域移行プロセスにおける自己決定に影響を与える環境要因についての一考察」『社会福祉学』46(2): 65-77.
- 田口さつき, 2014a, 「高齢化時代の金融取引と金融機関の役割 (特集 高齢者取引 実務対応の勘どころ)」『銀行実務』44(9): 14-7.
- 田口さつき, 2014b, 「高齢者の資産管理と新しい個人向け信託 (特集 高齢化と信託——高齢者資産の管理・活用)」『個人金融』9(3): 13-20.
- 田口城, 1998, 「生命保険取引と成年後見制度」『旬刊金融法務事情』46(20): 58-62.
- 高橋弘, 2011, 「法定後見制度の改善・改正の展望」新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見法制の展望』日本評論社, 28-48.
- 高山直樹, 2009, 「これからの権利擁護の課題と展望」新井誠・池田恵利子・金川洋編『権利擁護と成年後見 [MINERVA 社会福祉士養成テキストブック 17]』ミネルヴァ書房, 216-26.
- 武川正吾, [2001] 2011, 『福祉社会 新版——包摂の社会政策』有斐閣.
- 武川正吾, 2007, 「ローカル・ガバナンスと地域福祉」牧里每治・野口定久・武川正吾・和気康太編『自治体の地域福祉戦略』学陽書房, 1-32.
- 武下毅, 2012, 「普及急がれる認知症顧客への金銭管理サポート制度——日常生活自立支援事業, 成年後見制度の課題 (シルバー対策は万全か)」『金融財政事情』63(39): 21-3.
- 田中夏子, 2011, 「今なぜ、『協同労働』? ——ワーカーズコープ等の取り組みの経過と課題」『日本の科学者』46(4): 936-41.
- 田中慶子, 2013, 「『在宅介護のお金とくらしについての調査』の概要」『家計経済研究』98: 2-11.
- 田中耕太郎, 2008, 「地域福祉権利擁護事業」田中耕太郎編『ソーシャルワークと権利擁護』ふくろう出版, 20-53.
- 田山輝明, 2010, 「市町村長申立制度——公的成年後見制度の観点から」『実践成年後見』35: 4-13.
- 田山輝明, 2016, 「季節風 民法 (債権法) 改正案における意思無能力規定と障害者権利条約」『福祉労働』現代書館, 149 号, 140-2.
- 田山輝明監修, 多摩何部成年後見センター・明治安田生活福祉研究所編, 2005, 『成年後見の最前線——後見センターからの実践報告』中央法規出版.
- 寺本晃久, 1999, 「自己決定と支援の境界」『Sociology today』10: 28-41.
- Thiele-Wittig, M., 1992, "Interfaces between Families and the Institutional Environment", Leidenfrost, N. B., ed., *Families in Transition*, International Federation Home Economics, 169-75. (=マリア・ティレ=ヴィッティヒ, 1995, 「家族と生活関連の諸機関との相互関連」ナンシー・ライデンフロースト編, 松島千代野監修, 家庭経営学部会訳『転換期の家族——ジェンダー・家族・開発』産業統計研究社, 254-66.)
- 戸田貞三, [1937] 1982, 『家族構成 [叢書 名著の復興 12]』新泉社.

- 辻川圭乃, 2009, 「親族後見の意義と課題」『実践成年後見』30: 26-9.
- 辻山幸宣, 2010, 「新しい公共の今と『責任の体系』」『ガバナンス』106: 17-9.
- 土屋幸己, 2002, 「知的障害を伴う人の『自己決定』支援の方法論に関する考察」『社会福祉士』9: 157-62.
- 右田紀久恵, 1993, 「分権化時代と地域福祉——地域福祉の規定要件をめぐって」右田紀久恵編『自治型地域福祉の展開』法律文化社, 3-28.
- 右田紀久恵, 2011, 「分権化時代と地域福祉」野口定久・平野隆之編『リーディングス 日本の社会福祉 第6巻 地域福祉』日本図書センター, 88-107.
- 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版.
- 上野千鶴子・春日キスヨ・市野川容孝, 2002, 「討議 介護の社会化——新たな領域の発見 (特集 超高齢化社会)」『現代思想』30(7): 58-87.
- 上野千鶴子・中西正司編, 2008, 『ニーズ中心の福祉社会へ——当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院.
- 上野谷加代子, 2011, 「地域福祉の今日的課題と協同組合の可能性——社会資源としての生活協同組合」『生活協同組合研究』424: 5-14.
- 藁品和寿, 2011, 「注目される認知症支援と信用金庫業界における取組み」『信金中金月報』10(5): 45-61.
- 渡部匡隆・望月昭・野崎和子, 1998, 「知的障害をもつ個人の自己決定に基づく QOL の向上——作業場面において本人の要求が実現されるための援助方法の検討」『日本行動分析学会年次大会プログラム・発表論文集』16: 58-9.
- Wood, W. M., Fowler, C. H., Uphold, N. and Test, D. W., 2005, "A review of self-determination interventions with individuals with severe disabilities," *Research and Practice for Persons with Severe Disabilities*, 30(3): 121-46.
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』新曜社.
- 山口浩平, 2011, 「社会資源としての生活協同組合」『生活協同組合研究』424: 4.
- 山本哲生, 2006, 「高度障害保険金と死亡保険金の優先関係 (大阪地裁平成 17.4.9 判決)」『保険事例研究会レポート』209: 1-8.
- 山本繁樹, 2015, 「地域包括ケアシステムと成年後見人等による支援」『実践成年後見』59: 50-60.
- 山下幸子, 2002, 「重度心身障害者と介助者とのコミュニケーションに関する質的研究」『社会福祉学』43(1): 227-36.
- 大和礼子, 2008, 『生涯ケアラーの誕生——再構築された世代関係/再構築されないジェンダー関係』学文社.
- 保田真希, 2013, 「ケアの社会化と代替をめぐる論点」『教育福祉研究』19: 37-48.
- 與那嶺司・岡田進一・白澤政和, 2009, 「生活施設における知的障害のある人の自己決定の構造——担当支援職員による質問紙に対する回答を基に」『社会福祉学』49(4): 27-39.

米本秀仁, 2012, 「社会福祉の政策と実践を計画するための視座——『利用者本位』を手がかりに」『社会福祉研究』 113: 18-24.

吉廣紀代子, 1999, 『ひとり暮らし——老後の選択』 吉野工房.

全国社会福祉協議会編, 1986, 『新しいコミュニティの創造——灘神戸生協の在宅福祉』 全国社会福祉協議会.

■論文の内容の要旨

本論文の目的は、2000年に施行された成年後見制度というものが、どのように広がり、運用されてきたのか、そしてそれは人びとの生活にいかなる影響を与えるものであったのか、という点を経験的なかたちで明らかにしていくことにある。成年後見制度を社会学的な立場から分析していくにあたり、本研究では「成年後見の社会化」という言葉に着目する。「成年後見の社会化」とは、成年後見制度を専門とする民法学者らによって用いられてきたものであり、法学というひとつの学問的なパラダイムのなかで共有され、流布されてきた概念である。本論文では、こうした法学者らによって用いられてきた「社会化」概念を相対化し、事例にもとづいた経験的な分析を通して、オリジナルな分析概念としての成年後見の「社会化」概念を構成し、提示する。これにより、成年後見制度がどのような形で利用され、それが「社会化」と呼ばれているのか、あるいは成年後見制度を機能させるうえで、どのような「社会化」のかたちがありうるのか、という点を結論として導く。本論文は、序章と結論を含め、以下の7章からなる。

序章では、本論文の問題意識、目的と意義、研究対象、調査における倫理的配慮について記述した。とくに、本論文のポイントとして、以下の3点を主張した。

第一に、成年後見制度が社会学の分析対象として重要なのは、判断能力の不十分な個人に対し、本人の主体性が失われていくなかで、社会がそうした個人をどのように扱うのか、いかに対峙するのか、といった社会的判断が当制度の利用/運用プロセスのなかに深く刻み込まれているからである。成年後見制度の運用をめぐる基準は契約を必要とする人びとの日常生活の様々な場面で、できるかぎり当制度を使わずに済ませたい人びとと、なるべくなら制度を利用してもらいたい社会的組織との間でつねに揺れ動いている。多くの関係性を契約という形式によって成立させる現代社会において、成年後見制度は人びとの暮らしのなかでどのようにして必要とされ、あるいはどのようにして利用を求められているのか、当制度の適用/運用をめぐる営為を問うことは、現代社会のあり様を問うことにつながるものである。

第二に、成年後見制度の利用が本人の財産管理と身上監護に多大な影響を及ぼすものである以上、制度の利用をめぐる判断には、個人と社会、家族との緊張関係がみられるはずである。本論文で試みるのは、判断能力が不十分とされた個人の私有財産と身上監護に関する決定を社会がどのように扱うとするのかを明らかにすることである。この点で成年後見制度の社会学的な分析は、現代社会のひとつの社会診断となるものである。

第三に、福祉社会学や家族社会学では、家族を超えたケアの担い手の可能性が模索されてきたが、成年後見制度はこれらの議論に対し、どう答えることができるのか。果たして、第三者の成年後見人は選択肢のひとつになりうるのか。高齢社会の進展、単身世帯の増加、家族規範の変容といった社会変動によって、かつてとは異なる社会的課題が生み出されるなかで、本論文は、成年後見制度の分析を通して、一定の答えを提示することを試みるものである。

第1章では、成年後見制度の概要、成年後見の登場の背景、スローガンとしての「成年後見の社会化」について記述した。

成年後見制度とは、民法上の法定後見制度と、任意後見契約法による任意後見制度から成る、判断能力が低下した本人の財産管理と身上監護（契約行為）を支援する制度である。成年後見人は、親族、あるいは親族以外の第三者に大別される。現行の成年後見制度が導入されて以降、親族後見人が減る一方で、第三者後見人は年々増加し、現在7割以上を第三者後見人が占めている。このうち、第三者後見人の9割は専門職後見人である。ほかに、第三者後見人には法人後見や市民後見のかたちもあり、そのアクターとして、社会福祉協議会やNPO法人、生活協同組合などの形態がある。また、成年後見の登場の背景について、旧制度の問題点、国際的な人権意識の高まり、社会福祉基礎構造改革における成年後見制度の位置づけの3点から整理した。さいごに、広く人びとに利用されるための「政策的課題」として成年後見制度を捉える「成年後見の社会化」という言葉が2000年代初頭にスローガンとして出てきたことをまとめた。

第2章では、民法学者が「成年後見の社会化」をどのように論じてきたのかについて、大きく3点からまとめた。ただし、本論文では、これらを法学者がいう「社会化」の概念に限定せず、社会科学の世界において普及している社会化の多様な意味合いを念頭におきながら、成年後見の社会化の現象として捉える。したがって、本論文では法学者が提示した「社会化」概念のみならず、以降の分析を通して独自の概念として成年後見の社会化を概念化しようとする。

第3章では、社会変動から成年後見制度の位置づけを捉えるための分析をおこなった。これにより、親族後見人から第三者後見人へと成年後見の担い手が変化してきたことを、社会変動との関連から捉えた。つづいて、成年後見制度の市町村長申立てを運用するにあたり、すなわち、後見費用を社会化するにあたり、中間集団の役割が重要な機能を果たす場合があることを指摘した。

第4章では、成年後見制度の利用がどのように広がり、普及したのかという観点から、民間企業を通じた成年後見制度の位置づけと機能について分析した。成年後見制度とは、その利用動機に示されるように、本人の生活上の何かしらの生活課題を成年後見制度によって解決しようとするときに持ち出されるものである。逆に、そうした事情のない限り、成年後見制度は利用されることなく、これまでその大部分は家族や周囲の人びと、支援者によって代わられ、人びとの日常的な営みの中で回収されてきたものである。そこで、成年後見制度が焦点化されるようになった要因のひとつに市場があったこと、すなわち、成年後見制度を通じた財産管理の社会化は、被後見人と市場の関係から捉えられることを指摘した。

こうして、市場が成年後見の社会化を推し進めたことを踏まえ、そうしたかたちでの財産管理の社会化が、人びとの生活にいかなる影響を及ぼしたのかを、本人および家族の視点から分析した。そして、成年後見の社会化がこれまで家族に専属的に担われてきた財産管理を専門職を担い手の中心として脱家族化するものであったこと、財産管理の社会化は、家族の家計支出の管理やケアの処遇決定に対しても、一定の脱家族化を促すものであったことを指摘した。

第5章では、4章で議論した財産管理の社会化の議論を受けて、成年後見制度による身上監護の社会化に関する分析と考察を行った。第三者の成年後見人のほとんどを専門職が占めるなかで、身上監護をめぐり、専門職間の衝突や対立が生じることがある。それぞれの専門職が培ってきた専門性の違いに加え、それぞれの仕事の進め方、利用者とのかかわり方、アプローチの仕方など、各専門職が置かれた構造的な要因も考慮して、成年後見人を含めた各専門職は対応する必要がある。このように、身上監護の社会化には、成年後見人、および本人を支援する専門職それぞれが、専門職として内面化した文化や規範の相対化が求められる。こうして支援方針を協議する場が設定されることで、ある種の均衡が図られ、一定の安定の実現が図られる。このように、成年後見制度を機能させる上での条件として、身上監護をめぐる協議の場の設営が、重要な要素として組み込まれていることを指摘した。各専門職が他職種との専門職と開かれた場で協議することを可能にするという意味で、これも成年後見の社会化の一側面とみることができる。さらに、生活協同組合のワーカーズコレクティブが取り組む成年後見事業を分析した。そして専門家以外の諸アクターが実質的に関与していくこともまた、成年後見の社会化における重要な要素であることを指摘した。

本論文の結論として、成年後見制度を機能させる上での重要な側面として、意思決定をめぐる協議の場が設定されていくことや、中間集団的な多様な存在が関与していくことの中に、成年後見の社会化を見出せることを主張した。以上の分析は、おもに法学者によって用いられてきた「成年後見の社会化」を出発点としながら、社会学の立場から事例を分析し、経験的に考察していくことを通して、その括弧を外していく作業でもあった。

そのうえで、本論文では、これまでの民法学の議論では、成年後見制度の中心をめぐって、財産管理か身上監護かを問うてきたのに対し、それをさらに超える包括的な概念として、生活支援を設定し、その生活支援に包摂された成年後見制度（身上監護・財産管理）という視点を提示した。そこでは、感情労働や人間としての信頼関係、さらに、全人的関係にまで視野を広げた、成年後見制度を通じた支援のあり方が模索されてもよい。こうした見解は、福祉サービス利用援助事業など、これまで地域福祉で議論されてきた問題関心に接続されるものである。

また成年後見の担い手は、親族から第三者へと大きく変化した。しかしながら、本論文で指摘したように、専門職を中心とした社会化にも限界があり、それには市民後見人の支援による補完が期待される。これらの点が今後の分析課題となっており、地域福祉と市民後見について、本論文で確立することを試みた社会化概念を用いることによって、新たな知見を導きだしていきたい。